

# 生前対策診断

## アドバイス

### 公正証書遺言の作成を検討しましょう。

財産額に関わらず、遺言書の作成を検討した方が良いです。

相続財産が不動産、現預金、有価証券の場合、「不動産を誰が相続するのか」という話し合いがまとまらない場合があります。

理由としては、最近の相続人になり得る方々は多くの方がマイホームを所有していることが多く、これ以上財産として不動産はなくても良いと考える傾向が強くなっているためです。

不動産 = 負動産 とも言われています。

さらに、相続人が3名以上の場合は、話し合いがまとまりづらくなる傾向があります。話し合いがまとまりづらくなると、「相続=争族」となってしまふことがあります。

争いを避けるため、相続人になり得る方が相続財産の分け方に困らないためにも、事前に公正証書遺言書を作成しておくとい良いでしょう。

#### 公正証書遺言書作成の注意点

遺言書の種類、作り方は法律で厳格に定められています。

それ以外の方法で作成されたものや口頭で言ったものは無効で、法的効力を生じません。

かえって、紛争の種になってしまう可能性すらあります。

そのため、注意して作成する必要があります。

#### メリット

1. 公文書として、強力な効力を持つ
2. 死後、すぐに遺言の内容を実行できる
3. 原本は公証役場に保管されるため、紛失しても再発行できる。

相続専門税理士 佐藤智春

Date . . .



日本みらい相続サポートセンター  
仙台相続  
サポートセンター  
sendai souzoku support center



0120-957-339

受付時間: 10~18時  
土曜・日曜・祝日も対応

宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6-1 仙台第一生命タワービル16階



ご相談は  
お電話またはQRより  
ご予約ください